

企業が選ばれる時代に抑えておきたい、 ホワイト企業になる方法！

～就活生（若）は、この認定マークをチェックしている～

2015年6月1日に厚生労働省がスタートさせた、「安全衛生優良企業公表制度」は、ホワイトマークとして世の中に広がりを見せています。不幸にも長時間労働を課し、自殺者を出してしまうようなブラック企業と一線を画し、その証明となる分かりやすいアイコンを手にするためには、厚生労働省が認定するホワイトマークを手に入れることが、手堅く大きな効果を生む方法であります。このホワイトマークは、労働安全衛生法に即した労働者の安全と健康が守られる高い基準をクリアした企業だけが認定を受けられるというもので、その実態からホワイト企業であることが言えます。今回のセミナーでは、ホワイトマーク認定についての概要説明と認定取得のためのノウハウについてお話しします。

今、注目の「助成金」活用を 考えてみませんか！

昨今は、少子高齢化・人手不足・コストの増大など中小企業を取り巻く経営環境はまだ厳しいものとなっています。国も中小企業の皆さまがこうした状況を乗り切るための経営支援策の一つとして助成金制度を設けています。しかし、こうした制度は種類も多く、毎年のように変更が行われているため、自社にとって受給可能なものを見つけ出すのが難しく、受給できるはずの助成金を申請していない企業も少なくないようです。

参加
無料

助成金とは

主に厚生労働省で取り扱う支援金で、条件を満たせば受給することができます。種類も多いので、目的に応じた選択が必要です。

今、注目の助成金は

社員の育成・定着を進めるための仕組みをつくり、研修を実施すること等に対応する助成金が、今注目されています。

助成金の受給条件は

種類によって条件はさまざまですが、正社員を雇用する法人・個人事業主で、雇用保険等に加入し滞納がないこと等があります。

日時

2017年7月19日（水）

13:30～16:30（受付開始 13:00）

会場

甲府市総合市民会館

3階大会議室

住所：甲府市青沼3-5-44 Tel:055-231-1951

定員

企業経営者様 先着50名

締切

2017年7月12日（水）

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

セミナープログラム（第1部 ホワイトマーク）

- ① 安全衛生優良企業公表制度（ホワイトマーク）誕生の背景とは
- ② 安全衛生優良企業公表制度（ホワイトマーク）のシステムについて
- ③ 安全衛生優良企業公表制度（ホワイトマーク）活用事例について
- ④ 安全衛生優良企業公表制度（ホワイトマーク）認定取得フロー

セミナープログラム（第2部 助成金活用）

- ① 社員の雇い入れ・キャリアアップに関する助成金解説
- ② 社員の人材育成（研修・検定等）に対する助成金解説
- ③ 両立支援・職場環境改善移管する助成金解説
- ④ 人事評価・賃金制度を整備する事業主に対する助成金解説
- ⑤ 今年度から要件に加わった生産性要件とは？

講演講師

非営利一般社団法人安全衛生優良企業マーク推進機構

理事長 木村 誠 氏

【プロフィール】

ミッション：「就活生が安心して就活できる社会の実現」

1968年 長野県生まれ 東洋大学法学部卒業

1991年 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社。

2003年4月 株式会社ユニバーサルステージ設立 代表取締役（現職）

2014年 メンタルヘルス事業開始。ホワイトマーク（Wマーク）

認定支援コンサルティング。

2015年5月 非営利型一般社団法人安全衛生優良企業マーク

推進機構設立 理事長（現職）。ホワイトマーク（Wマーク）の

推進を通じて就活生が安心して就活できる社会の実現をすべく、

社会起業家として活動中。

厚生労働省（安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業）

委託事業者【ホワイトマーク（Wマーク）認定支援機関】



講演講師

三井社労士行政書士事務所

社労士・行政書士 三井 倫実 氏

【プロフィール】

平成24年10月社会保険労務士事務所を開設

就業規則の作成、社会保険などの手続き、労務相談

などで幅広くクライアントの支持を受ける。

特に助成金の申請は幅広く取り扱っており、難解な

助成金でも多数の受給実績がある。



裏面申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください

FAX:055-228-0619

「7/19 ホワイトマークセミナー」

参加申込書

(兼 地域AD倶楽部参画申込書)

※必要事項をご記入の上、FAX送信してください

申込締切日

2017年7月12日(水)

名刺貼付欄

※名刺添付の方は、下記太枠内のご記入は不要です

フリガナ			
貴社名			
貴社住所	〒		
TEL			FAX
	お役職	フリガナ	Eメールアドレス
ご参加者名			@

※このセミナーは地域AD倶楽部参画企業限定のセミナーです。

↑記入がない場合はメールニュースが配信されませんのでご了承ください

※地域AD倶楽部に未参画の方は、地域AD倶楽部参画登録とセミナーを兼ねたお申込みとなります。

【地域AD倶楽部について】

「地域AD倶楽部」とは、あいおいニッセイ同和損保が「情報提供」「企業交流」「地域貢献」の3つの柱で地域に貢献する活動、及びその仕組みをいいます

【登録・会費・無料】

各種セミナーのご案内、人事労務・自動車RM・その他ニュースを上記アドレスに配信させていただきます。詳しくは添付規約をご覧ください

お客さま情報のお取扱いについて

ご記入いただきました内容は、あいおいニッセイ同和損保(関連会社・提携会社・代理店・扱者含む)からの、各種商品・サービスのご案内、及び各種情報提供・運営管理等に活用させていただきますのでご了承ください。

【会場のご案内】



甲府市総合市民会館 3F大会議室

〒400-0867 山梨県甲府市青沼3-5-44
TEL 055(231)1951 / FAX 055(231)1950

【公共交通機関でお越しの場合】

- JR 甲府駅バスターミナルより
5番のりば 富士見経由 奈良原行き (山梨交通)
または玉諸小学校行き (富士急行便) 総合市民会館で下車
3番のりば 伊勢町営業所行き (山梨交通) 太田町見付で下車

- 身延線南甲府駅から徒歩15分

【お車でお越しの方】

- 中央自動車道 甲府南ICから甲府駅・山梨県庁方面へ約20分
- 中央自動車道 甲府昭和ICから東京・勝沼方面へ約15分

弊社記入欄

(注) 代理店・扱者名の登録はコードに基づく代理店原簿上の名称となります。代理店・扱者コードの記載間違いにご注意ください。

支店・課支社		課支社コード		営業担当者	
代理店・扱者		代理店コード		業種	
備考	紹介者: 甲府市総合市民会館				

地域AD倶楽部参画規約

第1条(名称)

本倶楽部は「地域AD倶楽部」(以下「本倶楽部」という)と称します。

第2条(目的)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「当社」という)は、本倶楽部へ参画いただく企業(以下「参画企業」という)の企業経営の支援を目的とし、本倶楽部の参画企業の発展に寄与するため、参画企業に対し、企業経営に関する各種情報の提供、コンサルティング、専門機関の紹介、講演会・セミナーの開催など、各種サービス・支援策(以下「本サービス」という)の提供を行います。

第3条(運営)

本倶楽部は当社が運営を行ふものとします。

第4条(利用規約)

1. 本規約は、本倶楽部の参画企業に対して適用されるものとします。
2. 当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとし、本規約を変更したときは、所定の方法により、その内容を参画企業に告知するものとし、変更後の規約はその告知の時から既存の参画企業へも適用されるものとします。

第5条(参画企業)

本倶楽部は、原則として、日本国内に所属する法人を対象とし、当社が定める所定の参画申込手続きを行い、当社が承認したものを参画企業とします。なお、個人事業主においては、法人に準じるものとして当社が承認したものを参画企業とします。ただし、公序良俗に反する営業を営むもの、または当社が参画企業として不適当と認めたものについては、当社はその参画申込を承認しない、または、承認後であっても承認の取消しを行うことができるものとします。

第6条(変更の届出)

1. 参画企業は、住所、電話番号、メールアドレス等、本倶楽部に関する届出の内容に変更があった場合は、すみやかに本サービスまたは当社の担当者を通じて当社に連絡するものとします。
2. 前項の届出が無かった場合、当社は参画企業の上乗を得ることなく、参画企業資格の一時停止、または、本サービスの廃止の手続きをとることがあり、この場合、当社からは参画企業資格の一時停止、または、本サービスの廃止に関する通知は行わないものとします。
3. 第1項の連絡がなかったことで参画企業が、不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
4. 第1項の連絡があった場合で、変更の連絡内容に虚偽、誹謗、中傷、公序良俗に反する内容その他不適切なものがあるときは、当社は当該連絡内容を更新しないか、または、更新後であっても更新を取り消し、これによる参画企業の不利益については、一切その責任を負わないものとします。

第7条(入会金、会費など)

本倶楽部の入会金、会費および登録費用は無料とします。

第8条(参画企業資格の有効期間)

1. 本倶楽部の参画企業資格の有効期間は、当年10月1日から翌年9月30日までを1年度として、第5条により当社が参画申込を承認した日から開始し、当該開始日の属する年度の9月30日までとします。
2. 参画企業は、参画企業資格の有効期間満了の5ヶ月前より、本サービスまたは当社の担当者を通じて、参画企業から本倶楽部からの退会の届出がない場合、翌年度へ自動更新されるものとし、以後同様とします。

第9条(免責)

1. 当社は、本サービスを介した情報により発生あるいは誘発された損害、情報の利用により得た成果についての責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に当たり、参画企業情報等の保護については、暗号化等の必要な措置は講じますが、通信の性質上、漏えいの危険性があることを参画企業はあらかじめ承諾するものとします。
3. インターネット等通信経路において、盗聴等により本サービスで使用する個人情報が増え、参画企業及び他者に不利益、損害等が生じた場合について、当社は、責任を負わないものとします。
4. 個人情報のメールアドレスが、正しく登録または変更されていない等の事由により、メール配信が不能となり、参画企業又は他者に不利益又は損害が生じた場合について、当社は責任を負わないものとします。
5. 当社は、本サービスの配信システムの障害等によるメールの遅配、未配及びその他のいかなる原因に基づき生じた損害について賠償する義務を一切負わないものとします。
6. 参画企業は、本サービスのシステム構成上、一度配信されたメールマガジンが再度配信される場合があることをあらかじめ承諾することとします。

第10条(本サービスの提供の停止及び変更)

1. 当社は、参画企業の承諾を得ることなく、サーバーメンテナンス等により、一時的に本サービスの提供を停止することがあります。
2. 当社は、参画企業に事前に通知することなく、本サービス内容を変更又は廃止することがあります。
3. 第1項、第2項及びその他の事由により本サービスの提供の遅延または中断により参画企業及び他者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条(通知)

本サービスの提供および参画企業宛の諸通知は、当社が管理する、参画企業の住所・FAX番号・メールアドレス等へ行うことをもって足り、参画企業に送信されない場合であっても、それらが通常到達すべきときに到達したとみなすことができるものとします。

第12条(本サービスの廃止)

1. 参画企業が任意に本サービスを廃止する場合、原則として本サービスの廃止をしようとする日の1ヶ月前までに、本サービスまたは当社の担当者を通じて当社に届出するものとします。なお、次の場合には当社は当該参画企業を本サービスの廃止したものと取り扱うことができ、この場合当社から本サービスの廃止に関する通知は行わないものとします。

ア) 本倶楽部への入会時の登録時に虚偽の申告をした場合

イ) 正当な理由なく、本倶楽部の運営に対する破壊行為ないし妨害行為があった場合

ウ) 流言などで、当社または本倶楽部の名誉を著しく傷つけた場合

エ) 破産手続開始の申立、倒産または廃業、民事再生手続開始の申立等がなされた場合

オ) 吸収合併または組織変更等による法人としての同一性の喪失、事業の全部譲渡があった場合

カ) 本サービス等の悪用ないし濫用による窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス等があった場合

キ) 本規約に違反した場合

ク) 暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、または反社会的勢力であった場合

ケ) 上記各号に該当する場合のほか、当社が不適当と判断する場合

2. 参画企業は、日本国内に所在する法人および個人事業主でなくなった場合、原則として参画企業としての本サービスの廃止をするものとし、本サービスの廃止をしようとする日の1ヶ月前までに前項の場合、本サービス、または、当社の担当者を通じて当社に届け出るものとします。参画企業としての本サービスの廃止について所定の届け出がなかった場合でも、当社は当該参画企業に対する事前の通知なく、いつでも参画企業としての本サービスの廃止をさせることができます。

第13条(参画企業情報の取扱い)

当社は、参画企業が当社に届け出た情報及び本サービスの利用に関する参画企業情報等(以下「参画企業情報」という)は下記に掲げる目的(以下「利用目的」という)に必要な範囲内で当社及び当社のグループ会社間で共同利用し、当該利用目的以外には利用しないものとします。

- ア) インターネットやDMを通じてサービス情報のご提供や、サービスのご利用に関するご案内等の連絡・各参画企業のサービス・商品、キャンペーン等の情報提供
- イ) アンケート調査および分析、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送ならびにこれに関連した応募者への連絡・その他付随する業務
- ウ) 第三者への開示について、事前の承認を得た場合
- エ) 本サービスを提供する上で必要とされる業務委託先に、機密保持契約を結んだ上で開示する場合
- オ) 法律などにより開示が要求される場合
- カ) 当社が取り扱う商品・サービスのご案内、募集および販売(契約の維持・管理を含む)
- キ) 当社の市場調査ならびにデータ分析、アンケート実施による金融商品・サービスの開発・研究

第14条(私的利用の範囲外の利用禁止)

1. 参画企業は、当社が承認した場合(当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、当社を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む。)を除き、本サービスを利用して入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできないものとします。
2. 参画企業は前項に違反する行為を第三者にさせることはできないものとします。

第15条(その他の行為の禁止事項)

1. 参画企業は、当社が定める以下の行為をすることができません。

- ア) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - イ) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - ウ) 他者を差別もしくは誹謗、中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - エ) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
 - オ) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為
 - カ) 本サービスを利用することによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為
 - キ) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ク) 本サービスを他者に提供・利用させる行為
 - ケ) いわゆるウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為
 - コ) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
 - サ) 他者に対し、嫌悪感を抱かれるような広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為。もしくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
 - シ) 他者の設備または参画企業サービス運営用設備(当社が参画企業専用ホームページを運営するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア等)をいままに無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
 - ス) 参画企業本人または当社の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の企業情報を収集する行為
 - セ) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反するまたは違反するおそれのある行為
 - ソ) ネズミ講の開設および加入勧誘ならびに宗教的活動に関する行為
 - タ) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本倶楽部の運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為または他者もしくは当社に不利益を与える行為
 - チ) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを設定する行為
 - ツ) 上記各号の行為に準ずる行為
2. 本条に定める規定に反する行為をしたときは、当該参画企業は、関連する法律、政令、条例、規則等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、本規約に定める処置を受けることがあります。

第16条(削除)

1. 参画企業情報等が、当社が定める所定の期間若しくは量を超えた場合、または本サービスの提供および保守管理上必要な場合、当社は参画企業に事前に通知することなくこれらを削除できるものとします。
2. 当社が前項の措置を講じた場合において、その措置によって参画企業が何らかの損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第17条(知的所有権)

1. 本サービスに係る情報の内容等すべてについて、知的所有権等すべての権利は当社及び情報提供者に帰属します。
2. 参画企業は、本サービスを通じて取得したデータ等全ての内容について著作権法で認められた私的利用範囲を超える複製、転写等を行うことができません。

第18条(利用機器)

参画企業は、本サービスの利用に必要な参画企業端末及びソフトウェア等をすべて自らの費用と責任で準備するものとします。また、すべて自らの費用と責任で任意の電気通信サービスを經由して本サービスを利用するものとします。

第19条(協議)

本規約に記載のない事項、および本規約の解釈につき疑義の生じた実施上必要な細目については、当事者間の協議によって解決するものとする。

第20条(専属管轄)

本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を以て第一審の専属管轄裁判所とします。

第21条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第22条(発効)

本規約は平成22年10月1日より効力を発します。

以上